

平成25年度

財政援助団体等  
監査報告書

平成26年3月

小樽市監査委員

# 目 次

<b>指定管理者監査報告</b>	1
1 監査執行者	2
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	2
3 監査対象業務等の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	3
(1) 株式会社小樽水族館公社	3
(2) 社会福祉法人後志報恩会	4
(3) 株式会社アンビックス	6
(4) 小樽地方職業訓練協会	7
(5) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会	8
<b>出資団体監査報告</b>	9
(一般財団法人おたる自然の村公社)	
1 監査執行者	10
2 監査を実施した団体及び実施期日等	10
3 監査対象事務の範囲	10
4 監査の主眼及び実施方法	10
5 団体の概要及び収支の状況	10
6 監査の結果	11

# 指定管理者監査報告

## 1 監査執行者

監査委員 菊池 洋一

監査委員 佐々木 茂

## 2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
株式会社小樽水族館公社 代表取締役 鈴木 忠昭	平成25年10月30日	小樽市鯉御殿	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	産業港湾部 観光振興室
社会福祉法人後志報恩会 理事長 山崎 忠顯	平成25年11月1日	小樽市さくら学園	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	福祉部 子育て支援課
株式会社アンビックス 代表取締役 前川 二郎	平成25年11月1日	小樽市総合体育館	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	教育部 生涯スポーツ課
小樽地方職業訓練協会 会長 濱本 進	平成25年11月5日	小樽市事業内 職業訓練センター	平成23年4月1日 ～ 平成26年3月31日	産業港湾部 商業労政課
社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 会長 野坂 和弘	平成25年11月13日	小樽市 塩谷児童センター	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	福祉部 子育て支援課

## 3 監査対象業務等の範囲

平成24年度及び平成25年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

## 4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、施設の管理に関する協定書等に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

## 5 指定管理者の概要等及び監査の結果

### (1) 株式会社小樽水族館公社

#### ア 指定管理者の概要

株式会社小樽水族館公社（以下「水族館公社」という。）は、旧市立小樽水族館が老朽化したことから、新水族館の建設推進とその経営に当たることを目的として、小樽市と民間との共同出資により昭和48年2月に設立された法人で、平成16年4月から公募により小樽市鯉御殿（以下「鯉御殿」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

#### イ 管理運営業務及び経理の状況

鯉御殿の管理運営業務としては、「小樽市鯉御殿の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定める業務仕様書に従い、入館者の利用許可に関する業務、建物及び展示資料等の維持管理のほか、各種の自主事業を行うなどにより施設の利用促進を図っています。また、入館料徴収事務委託契約に従って、入館料の徴収を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市鯉御殿の管理費用に関する協定書」を締結し、管理代行業務費として平成24年度は5,595千円を支出しており、平成25年度は5,188千円の支出を予定しています。

鯉御殿の経理事務は水族館公社の経理と一括して行われていますが、鯉御殿費用として区分がなされ、費用の支出に当たっては専用の補助簿により、総務部次長が確認を行う体制で処理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成24年度				平成25年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	5,595	人件費	3,245	管理費用	3,400	人件費	2,231
		事務費	8			事務費	1
		事業費	81			事業費	91
		消耗品費	70			消耗品費	51
		光熱水費	202			光熱水費	124
		通信運搬費	210			通信運搬費	108
		修繕料	114			修繕料	32
		衛生費	35			保全管理費	289
		保全管理費	763				
		管理経費	867				
計	5,595	計	5,595	計	3,400	計	2,927

平成24年度の主な支出の内訳は、臨時社員に係る人件費のほか、保全管理費（機械警備委託料602千円、消防設備点検委託料61千円）となっています。

## ウ 施設の利用状況

入館者数の状況は、次のとおりです。

区 分	平成24年度			平成25年度		
	個 人	団 体	合 計	個 人	団 体	合 計
4 月	1,262	0	1,262	925	0	925
5 月	2,215	75	2,290	1,965	44	2,009
6 月	3,024	129	3,153	3,631	165	3,796
7 月	3,421	469	3,890	3,492	294	3,786
8 月	3,368	23	3,391	3,837	71	3,908
9 月	3,313	139	3,452	3,254	407	3,661
10月	2,493	55	2,548	—	—	—
11月	747	56	803	—	—	—
合 計	19,843	946	20,789	17,104	981	18,085

- (注) 1 鯉御殿の開設期間は、4月から11月までです。  
2 平成25年度は、9月末現在です。

なお、入館者数の増に向けた取組として、毎年、開館初日に入館者への三平汁の無料提供を行うほか、「おたる祝津にしん群来祭り」の開催に併せて一般参加者を対象とするニシン幼魚の放流などの自主事業が行われています。

## エ 監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

## (2) 社会福祉法人後志報恩会

### ア 指定管理者の概要

社会福祉法人後志報恩会（以下「後志報恩会」という。）は、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として平成元年9月に設立された法人で、平成16年7月から任意選定により小樽市さくら学園（以下「さくら学園」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

### イ 管理運営業務及び経理の状況

さくら学園は、主として知的障害のある児童が日々保護者の下から通い、日常生活における基本動作の指導を受けながら、児童への独立自立に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とした施設で、管理運営業務としては、「小樽市さくら学園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定める業務仕様書及び運営規程に従い、通園の許可に関する業務及び児童福祉法等関係法令に基づく施設の管理運営のほか、建物及び備品等の維持管理を行っています。また、使用料収納事務委託契約に従って、さくら学園使用料の収納を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市さくら学園の管理費用に関する協定書」を締結し、管理代行業務費として平成24年度は47,239千円を支出しており、平成25年度は46,000千円の支出を予定しています。

さくら学園の経理事務は後志報恩会の経理と一括して行われていますが、事業・拠点別に行う経理の一部門として区分がなされ、施設長が関係諸帳簿等を整理し、総合施設長を経由して理事長が確認を行う体制で処理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成24年度				平成25年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
委託事業	47,239	人件費	35,364	受託事業	23,404	人件費	24,367
補助事業等	284	事務費	8,679	経常経費 寄付金	100	事務費	4,130
雑収入	1,197	事業費	6,280	その他	3,340	事業費	2,760
収支不足 充当額等	1,603			積立資産 取崩収入	3,563		
計	50,323	計	50,323	計	30,407	計	31,257

平成24年度の主な収入の内訳は、市からの委託事業収入のほか、雑収入（職員等給食利用料収入706千円）となっています。また、主な支出の内訳は、施設長等に係る人件費のほか、事務費（業務委託料3,652千円、通園バス等に係る修繕料1,069千円）及び事業費（燃料・光熱費3,825千円、給食費1,813千円）となっています。

#### ウ 在籍児童数の状況

毎月の初日在籍児童数は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	15	20	20	20	20	21	21	22	21	21	21	21
平成25年度	12	17	17	16	17	18	—	—	—	—	—	—

(注) 平成25年度は、9月現在です。

#### エ 監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

### (3) 株式会社アンビックス

#### ア 指定管理者の概要

株式会社アンビックス（以下「アンビックス」という。）は、宿泊施設・スポーツ施設等の経営、健康トレーニング施設の運営及び利用に関する研究・指導・企画等を営むことを目的として平成3年に設立された法人で、平成18年4月から公募により小樽市総合体育館（以下「体育館」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

#### イ 管理運営業務及び経理の状況

体育館の管理運営業務としては、「小樽市総合体育館の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定める業務仕様書に従い、施設の使用許可に関する業務、施設及び備品等の維持管理のほか、各種の自主事業を行うなどにより施設の利用促進を図っています。また、使用料徴収事務委託契約に従って、体育館及び体育施設使用料の徴収を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市総合体育館の管理費用に関する協定書」を締結し、管理代行業務費として平成24年度は56,452千円を支出しており、平成25年度は56,942千円の支出を予定しています。

体育館の経理事務はアンビックス本社の経理と一括して行われていますが、個々の支出データは部門別に識別コードが付番され、電子決済により処理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成24年度				平成25年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	56,452	人件費	17,906	管理費用	29,222	人件費	8,837
自主事業収入	4,509	事務費	643	自主事業収入	2,606	事務費	235
		管理費	41,117			管理費	16,425
計	60,961	計	59,666	計	31,828	計	25,497

平成24年度の主な支出の内訳は、館長等事務職員に係る人件費のほか、管理費（清掃委託料8,568千円、暖房委託料5,891千円、体育指導業務委託料2,517千円、燃料費・光熱水費17,188千円、修繕費1,500千円）となっています。

#### ウ 施設の利用状況

入館者数の状況は、次のとおりです。

区分	個人使用					専用使用
	中学生以下	高校生	高齢者	一般	計	
	人	人	人	人	人	人
平成24年度	7,548	5,352	5,670	24,126	42,696	83,307
平成25年度	3,808	2,368	2,860	11,671	20,707	38,443

（注）平成25年度は、9月末現在です。

なお、体育・スポーツの普及及び施設の利用促進に向けた取組として、中学校で必修化されたダンス授業に向けた子ども体操教室やシニア健康体操教室などの自主事業が行われています。

#### エ 監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。



#### (4) 小樽地方職業訓練協会

##### ア 指定管理者の概要

小樽地方職業訓練協会（以下「職業訓練協会」という。）は、職業訓練及び技能検定の普及促進に努めることで、技能労働者の育成確保を図り、地域産業の振興に寄与することを目的として昭和37年に設立された団体で、現在は建築技能協同組合など5団体で構成されています。また、職業訓練協会は、小樽市事業内職業訓練センター（以下「職業訓練センター」という。）が開設された昭和44年から管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年4月から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

##### イ 管理運営業務及び経理の状況

職業訓練センターは、市内の労働者に対して事業内職業訓練を行うことにより、必要な技能の習得、及び向上を目的に設置された施設で、管理運営業務としては、「小樽市事業内職業訓練センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定める業務仕様書に従い、職業訓練センターの研修室及び会議室の使用許可に関する業務並びに施設の維持管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市事業内職業訓練センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理代行業務費として平成24年度及び平成25年度ともに1,200千円を支出しています。

職業訓練センターの経理事務は、出納から決算に至るまでの全般について事務局職員により処理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成24年度				平成25年度（10月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	1,200	人件費	768	管理費用	1,200	人件費	448
繰越金	6	光熱水費	255			光熱水費	102
〔収支不足 充当額〕	64	委託料	162			委託料	88
		管理経費	85			管理経費	28
計	1,270	計	1,270	計	1,200	計	666

（注）収入費目には受取利息がありますが、表示単位未満のため記載を省略しています。

##### ウ 施設の利用状況

利用件数の状況は、次のとおりです。

区分	研修室		会議室		計	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数	件数	延べ日数
平成24年度	9	38	43	58	52	96
平成25年度	10	49	30	46	40	95

（注）平成25年度は、10月末現在です。

##### エ 監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い、管理運営業務とそれに伴う収支の会計経理及び出納事務はおおむね適正に行われていました。

なお、会計経理の透明性や事故防止、チェック体制の強化などの観点から、事務局職員1名による事務処理の在り方について再考を要するものと考えます。

## (5) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会

### ア 指定管理者の概要

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、小樽市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年に小樽市社会福祉協議会として設立され、昭和42年3月に社会福祉法人として認可された法人で、小樽市塩谷児童センター（以下「児童センター」という。）が開設された昭和57年から管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年4月から公募により指定管理者に指定され、現在に至っています。

### イ 管理運営業務及び経理の状況

児童センターは、塩谷地区の児童の健全育成を目的に設置された施設で、管理運営業務としては、「小樽市塩谷児童センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定める業務仕様書に従い、児童センターの利用承認に関する業務及び施設の維持管理等を行っています。

なお、社会福祉協議会は小樽市が開設する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営も受託しており、児童センターにおいて事業を実施しています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市塩谷児童センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理代行業務費として平成24年度は7,062千円を支出しており、平成25年度は7,080千円の支出を予定しています。

児童センターの経理事務は児童クラブに係る運営業務費と一括して行われていますが、決算時に児童センター費用として区分がなされ、事務局次長が決裁する体制で処理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成24年度				平成25年度（9月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額	費 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
受託金収入	11,910	人件費	9,212	受託金収入	6,325	人件費	4,624
指定管理分	7,062	事務費	397	指定管理分	3,588	事務費	136
児童クラブ分	4,848	事業費	2,301	児童クラブ分	2,737	事業費	813
計	11,910	計	11,910	計	6,325	計	5,573

### ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

区 分	児 童 館 利 用 者 数				
	幼 児	小 学 生	中 学 生 等	一 般 ( 親 )	合 計
	人	人	人	人	人
平成24年度	206	6,707	524	509	7,946
平成25年度	84	4,595	385	288	5,352

(注) 平成25年度は、9月末現在です。

### エ 監査の結果

基本協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

# 出資团体監查報告

## 1 監査執行者

監査委員 菊池 洋 一

監査委員 佐々木 茂

## 2 監査を実施した団体及び実施期日等

団体の名称及び代表者	実施期日	出資等の 金額	出資等の 割合	主管部室課等
一般財団法人おたる自然の村公社 理事長 貞村 英之	平成25年10月30日	千円 5,000	% 100.0	産業港湾部 農政課

## 3 監査対象事務の範囲

平成24年度及び平成25年度の事業年度における一般財団法人おたる自然の村公社（以下「自然の村公社」という。）に係る経理関係事務

## 4 監査の主眼及び実施方法

監査は、出資目的に沿った事業運営が行われているか、財務諸表は法令等に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されているか、会計経理、財産管理等の事務が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ団体及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書、財務諸表などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

## 5 団体の概要及び収支の状況

### ア 団体の概要

自然の村公社は、「おたる自然の村」の管理運営をはじめ野外活動等の普及推進に係る事業を行うことを目的として、昭和61年に小樽市の出資により設立された財団法人で、平成18年度から「おたる自然の村」の指定管理者に指定されています。

なお、平成25年4月、国の公益法人制度改革に基づき一般財団法人に移行しています。

### イ 事業の概要

自然の村公社は、野外活動事業及び農業体験事業を通じ、青少年の育成や幅広い年齢層の市民の健康増進及び市民の農業に対する理解の促進に寄与することを目的として、児童、青少年等の野外学習及び野外活動に関する事業（森の学校など）、市民の余暇活動の場の提供に関する事業（フットパス、パークゴルフ大会など）、市民体験農園等の農業理解促進事業などを行っているほか、指定管理業務として、野営場等林間休養施設（キャンプ場、パークゴルフ場）及び農林漁業体験実習施設（おこばち山荘）の管理運営を行っています。

## ウ 収支の状況

収支の状況は、次のとおりです。

項 目		平成24年度 (決算)	平成25年度 (9月末現在)
収 入	管理運営受託収入	68,000,000	47,050,000
	野外活動普及推進事業収入	2,999,120	398,800
	雑収益ほか	633,339	197,165
	事業活動収入 計 A	71,632,459	47,645,965
支 出	受託事業費支出	67,855,958	38,975,055
	野外活動普及推進事業費支出	2,492,629	1,646,529
	管理費支出	380,571	269,912
	事業活動支出 計 B	70,729,158	40,891,496
当期収支差額 C (A - B)		903,301	6,754,469
前期繰越収支差額 D		9,341,971	10,245,272
次期繰越収支差額 C + D		10,245,272	16,999,741

平成24年度は、事業活動収入71,632千円に対し、同支出は70,729千円で、当期収支差額は903千円の黒字となりました。これに前期繰越収支差額9,342千円を加えた10,245千円が次期繰越収支差額となっています。

平成24年度末における財産の状況は、次のとおりです。

借 方		貸 方					
資 産	流動資産 (決済用預金)	11,640,259	流動負債 (未払金)	1,394,987			
	固定資産	5,173,832	固定負債	-			
	基本財産	5,000,000	正味財産	指定正味財産	5,000,000		
	特定財産	-				一般正味財産	10,419,104
	その他固定資産	173,832					
資産合計		16,814,091	負債及び正味財産合計		16,814,091		

## 6 監査の結果

事業の経営成績及び財政状況は適正に表示されており、また、会計経理、財産管理等の事務は適正に行われていました。